

国家公安委員会告示第十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第一項及び第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）及び交通安全教育指針（平成十年国家公安委員会告示第十五号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十一年四月二十四日

国家公安委員会委員長 佐藤 勉

（交通の方法に関する教則の一部改正）

第一条 交通の方法に関する教則の一部を次のように改正する。

第4章第1節1(1)中才を削り、力を才とし、キを力とする。

第4章第1節1(2)中「75歳未満」を削り、「高齢者マーク」の次に「（付表5(2)）」を加える。

（交通安全教育指針の一部改正）

第二条 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

第2章第6節4(5)中「特に、75歳以上の運転者に対しては、高齢運転者標識を必ず表示して運転しなけ

ればならないことを理解させるように指導する。」を削る。

附 則

13の如きは、公衆の口から施行する。